

介護老人保健施設シルバーステあじさい
介護予防短期入所・短期入所療養介護重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 健心会
代表者名	理事長 小山 治
所在地・連絡先	(住所) 〒651-1243 神戸市北区山田町下谷上字梅木谷37番3号 (電話) 078-583-1771 (FAX) 078-595-7120

2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	介護老人保健施設シルバーステあじさい
所在地・連絡先	(住所) 〒651-1221 神戸市北区緑町8丁目12番1号 (電話) 078-583-2233 (FAX) 078-583-2551
事業所番号	2855080061
管理者の氏名	施設長 尾原 秀史

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

短期入所療養介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 運営方針

当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止し、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活が維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体的拘束を行わない。

3 当施設では、事故発生時の規定に事故発生又は再発することを防止するために、事故発生の防止のための指針を整備し、事故発生時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備し、事故防止のための委員会、及び介護職員その他従業者に対する研修を定期的に行う。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) その他

事 項	内 容
地域との連携	指定居宅サービス事業者、介護保険施設との連携の他、NPO 法人、自治会、老人会、婦人会、民生児童委員協議会等との連携、会への参加。その他、当施設地域交流スペースを利用したボランティアの受入れ等を図り、連携に勤める。
職員研修	年数回、看護・介護・リハビリ実務の研修を行っています。適時接遇研修を行なっています。

4 事業所の概要

(1) 構造等

敷 地		2995.04 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート
	述べ床面積	3662.01 m ²
	利用定員	入所空きベッドを利用

(2) 居室

居室数

居室の種類	室数	滞在費	面積 (一人あたりの面積)	備考
1人部屋(A個室)	2	従来型個室	15.65 m ²	居室内にナースコールTV・ トイレ・洗面台完備
2人部屋(B個室)	2	多床室	18.73 m ² (9.3 m ²)	
1人部屋(C個室)	2	多床室	16.05 m ² (16.05 m ²)	居室内にナースコール・TV完備
4人部屋	23	多床室	744.2(8.08 m ²)	居室内にナースコール・TV完備

居室設備

居室の種類	定員	滞在費	特別な室料 (1人当たりの料金)	備考
1人部屋(A個室)	1	従来型個室	3,500円(税別)	居室内にナースコールTV・ トイレ・洗面台完備
2人部屋(B個室)	2	多床室	1,000円(税別)	
1人部屋(C個室)	1	多床室	1,000円(税別)	居室内にナースコール・TV完備
4人部屋	4	多床室	なし	居室内にナースコール・TV完備

(3) 主な設備

設 備	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
食 堂	3	405.92 m ² (3.01 m ²)	談話室と兼用
機能訓練室	1	148.72 m ² (1.06 m ²)	パワーリハビリ機8台
浴 室	1	127.39 m ²	特別浴槽1台・リフト浴1台
診 察 室	1		
談 話 室	4		流し台、テーブル、洗面所
レクリエーションルーム	1		
洗 面 所	8		車椅子対応、カウンター式洗面所
ト イ レ	21		ナースコール 自動洗浄

(4) 通常の送迎の実施地域

神戸市北区内 (一部地域を除く)

5 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後の 人数 (人)	職 務 の 内 容
		常勤(人)		非常勤 (人)			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
施 設 長	1		1			1.0	施設の統括責任及び運営全般
医 師	1	1				1.0	入所者の医療・健康管理
薬 剤 師	1				1	0.4	調剤と服薬管理
看 護 職 員	17	10		7		15.6	24時間看護体制の実施
介 護 職 員	50	34	2	14		40.4	24時間介護体制の実施
支援相談員 (社会福祉士)	5 (3)	4 (2)		1 (1)		2.4 (2.0)	入所者の全般的な生活相談と 助言
理学療法士	8		8			8.0	機能維持・回復訓練の指導と 実施
作業療法士	1		1			1.0	同上
言語聴覚士	1		1			1.0	同上
管理栄養士	1		1			1.0	献立の作成・栄養管理・厨房の 衛生管理
介護支援専門員	8	0	8			8.0	介護保険の申請代行 ケアプランの作成
事務職員等	8	3	1	2	2	4.3	施設内庶務事項
歯科衛生士	1	0	0	1		0.3	口腔衛生管理業務

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施 設 長	正規の勤務時間帯（8：30～17：00） 常勤で兼務	週休2日制
医 師	同上	週休2日制
薬 剤 師	正規の時間帯（8：45～17：15） 常勤以外で兼務	週2日勤務
看 護 職 員	日勤（8：45～17：15） 夜勤（16：45～翌日9：15）	週休2日制
介 護 職 員	日勤（8：45～17：15） 夜勤（16：45～翌日9：15）	週休2日制
支援相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00） 常勤で勤務	週休2日制
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	正規の勤務時間帯（8：45～17：15） 常勤で勤務	週休2日制
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00） 常勤で勤務	週休2日制
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：45～17：15）	週休2日制
事務職員等	正規の勤務時間帯（8：30～17：00） 常勤で勤務	
歯科衛生士	勤務時間帯（13：00～16：00）週2回で勤務	

7 短期入所療養介護の内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
医 療 ・ 看 護	必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。 ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機 能 訓 練	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、による利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ＜当施設の保有するリハビリ器具＞ レッグプレス1台、トーンエクステンション1台、トーンフレクション1台、ニューステップ2台、ローイング1台、モトメッド1台、トーンフレクション・エクステンション1台、昇降式平行棒直線型2台、歩行練習用階段1台。
入 浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・整容等	寝たきり防止のため、また、生活のリズムを考え出来る限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回、寝具のクリーニングは随時、消毒は年2回実施します。
レクリエーション等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 テレビ、ビデオ、カラオケ、大型プロジェクター、図書コーナー。
相 談 及 び 援 助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	利用者の心身の状態、ご家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要な場合、送迎を行います。（送迎可能範囲あり）
外 出	滞在中の外出は施設長の許可が必要です。許可願いに行き先、外出期間の日時を記入し、職員にお申し出下さい。外出中の事故等、不測の事態が発生した場合、施設としての責任は一切負えません。 また、外出中に急な医療関係の受診が必要な場合は必ず、当施設までご連絡ください。

イ 費用

原則として、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示により計算した介護療養施設サービス費の1割、又は2割又は3割が利用者の負担額となります。

・介護報酬告示計算方法

利用者負担額（1割・2割・3割負担）＝（介護保険施設サービス費×地域区分1単位の単価）－（（介護保険施設サービス費×地域区分1単位の単価）×90%・80%・70%）

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

ロ 在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価

・平成30年4月1日より、施設体系が在宅強化型（在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）46単位を算定）になります。算定要件としては（在宅復帰・在宅療養支援等指標：70以上、リハビリテーションマネジメント・退所時指導等・地域貢献活動・充実したリハに対して要件有）

*在宅復帰・在宅療養支援指標：10の評価項目（在宅復帰率、ベット回転率、入所前後訪問指導割合、退所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施数、リハ専門職の配置割合、要介護4又は要介護5の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養の実施割合）について、各項目に応じた値を足し合わせた値（最高値：90）

*但し、在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以下60以上になり算定要件を満たさない場合においては、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）は算定されません。

【料金表】

●短期入所療養介護費

★加算：在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ（51単位）、サービス提供体制強化加算Ⅰ（22単位）
夜勤職員配置加算（24単位）

介護負担割合 1割	要介護度	多床室(1割) (単位)			個室(1割) (単位)		
		基本	加算	合計	基本	加算	合計
介護予防 短期入所療養介護	要支援1	672	97	769	632	97	729
	要支援2	834	97	931	778	97	875
短期入所療養介護	要介護1	902	97	999	819	97	916
	要介護2	979	97	1,076	893	97	990
	要介護3	1,044	97	1,141	958	97	1,055
	要介護4	1,102	97	1,199	1,017	97	1,114
	要介護5	1,161	97	1,258	1,074	97	1,171

◆ 各加算

加算名称	内 容	: 単位	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上であること。	51	/日
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護・介護職員が適正に配置されている。	24	/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次のいずれかに該当する。①介護福祉士が80%以上配置されている又は、②勤続10年以上介護士35%以上	22	/日
個別リハビリテーション実施加算	理学療法士、言語聴覚士、作業療法士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合。	240	/日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めている。	120	/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症状が認められ、在宅生活が困難になり緊急に利用した場合。	200	/日
送迎加算	居宅と事業所間の送迎を行う場合（片道につき）	184	/回
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき適切な内容の食事を提供した場合。	8	/回
緊急時治療管理	入所者が危篤状態にあり、救命救急医療が必要となったとき緊急的な治療管理した場合。	518	/日
総合医学管理加算	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として治療管理を行った場合。 ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。 ・診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。 ・かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。	275	/日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症自立度の入所者が定数あり、認知症介護実践リーダー研修者を配置、技術的指導がされている場合。	3	/日
口腔連携強化加算	・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その	50	/月

	旨を文章等で取り決めている事。*1月に1回限り算定可能		
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を計画的に行なっている事。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事 ・1年以内毎に1回、業務改善による取り組みによる効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行う事。 	10	/月
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善による成果(*1)が確認されている事。 ・見守り機器等のテクノロジー(*2)を複数導入している事。 ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っている事。 	100	/月

◆減算なしの項目

身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図る為の措置が講じられていない場合	- 1	/100
高齢者虐待防止未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合	- 1	/100
業務継続計画未策定減算	感染症や災害が発生した場合必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する為の業務継続計画が未策定の場合	- 1	/100

(1) 医療の必要性の高い利用者を受け入れる場合の評価

重度療養管理加算	要介護4又は要介護5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である利用者に対して、医学的管理のもと短期入所を行った場合。	120	/日
----------	---	-----	----

(2) 緊急時の受入に対する評価

緊急短期入所受入加算(介護予防除く)	利用者の状況や家族の事情により介護支援専門員が短期入所療養介護を受ける必要があると認めていること。居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行っていること。利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度。	90	/日
--------------------	--	----	----

(3-1) 介護職員処遇改善加算(令和6年5月31日迄)

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の職場定着や賃金制度の整備など、事業所による仕組みの構築を促すための加算	所定単位数に3.9%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算に加えて、介護職員等の賃金水準の改善を目指し、更なる処遇改善を行うための加算。	所定単位数に2.1%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	令和4年10月から介護報酬改定にて基本給与の引き上げによる介護職員等の賃金改善を進めるための加算として創設	所定単位数に0.8%を乗じた単位数

(3-2) 介護職員処遇改善加算(令和6年6月1日から)

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善の為の措置が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。	所定単位数に7.5%を乗じた単位数
----------------	--	-------------------

地域区分1単位の単価 兵庫県神戸市：4級地	10.54円	10円を基本として地域ごと・サービスごと・サービス種類ごとに人件費の地域差分を上乗せしたもののサービス事業所の賃金水準の実態や、都市部における介護職員の確保をふまえたもの
--------------------------	--------	---

(2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
食事	(食事時間) 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します	1日につき 1,960円 (非課税) 食数ごとにご請求致します ・朝食 420円 ・昼食・おやつ 820円 ・夕食 720円
	通常の食事を提供しても、十分な必要カロリーが摂取できないと推察される場合、栄養補助食品の持ち込みをお願いする事があります。	

滞在費		令和6年7月31日迄	令和6年8月1日から
		一日あたり(非課税)	一日あたり(非課税)
	多床室	377円	437円
従来型個室	1668円	1728円	

特別な室料	居室の種類	定員	1人当たりの料金	設備内容
	1人部屋個室(A)	1	3500円(税別)	居室内にナースコールTV・トイレ・洗面台完備
	2人部屋個室(B)	2	1000円(税別)	居室内にナースコールTV・トイレ・洗面台完備
	1人部屋個室(C)	1	1000円(税別)	居室内にTV完備

理 容	原則、毎週月・火曜日のどちらかに理容室で出張による理容サービスを利用いただけます。	カット(顔そりあり) 3000円(税込) カット(顔そりなし) 2500円(税込) 毛染め 2500円(税込) 顔そり 1500円(税込)
日常生活費	タオル、オシボリ、ハンドソープ、レク材料費。レクリエーション・行事などにより発生した費用及び材料費等。	1日当たり 210円(非課税) 個人的に発生した場合、実費(課税)をご負担いただく場合もあります。

(3) 利用者負担の軽減制度

1. 施設ショートステイにかかる食費・滞在費の軽減制度

食費・滞在費について、世帯全員が市民税非課税の方や生活保護を受けられておられる方については申請により、負担が軽減されます。

【滞在費の軽減内容】(令和6年8月1日からは※の料金に変更)

来 訪	来訪時間 10:00～17:00 洗濯ものの交換等は上記時間内をお願いいたします。
外 出	施設長の許可が必要です。外出の際には、必ず行き先と帰宅日時を許可願い用紙に記入し各階サービスステーションに申し出てください。外出時に事故等の不測の事態が発生した場合、施設としての責任は一切負えません。又、外出時急な医療機関への受診が必要な場合は必ず当施設までお知らせください。
喫煙・飲酒・火気取扱	禁止します。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。 施設内での不必要な金品の所持はご遠慮ください。
電気製品の持ち込み	施設電気を使用する物品を持ち込まれる場合、所定の許可願いに記入し職員に申し出てください。 施設電気を使用する物品については所定の電気料金の支払いが必要となります。 電気製品の破損、故障、紛失などは自己責任となります。職員、施設での責任は一切負えません。
携帯電話の管理	携帯電話を所持される際は、自己管理をして下さい。破損・故障・紛失に際しての責任は一切負えません。
宗教活動・政治活動	施設内での執拗な宗教活動や営利行動、及び政治活動はご遠慮ください。
ペットの持ち込み	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1.3 サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証類と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。
- 不必要な金品の所持はご遠慮下さい。所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 携帯電話等通信機器を所持される際は、自己管理をしてください。破損・故障・紛失に際しての責任は一切負えません。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な勧誘、宗教・政治活動はご遠慮ください。

1.4 サービス利用にあたっての禁止事項

- 本施設の事業遂行にあたり事業の妨げとなり法令違反となる行為。又は他利用者の迷惑になるような行為
- 本施設の備品・付属品及び調度品を改装・変更・占有する行為
- 本事業所又は、他の利用者の知的財産権・肖像権・プライバシーの権利・名誉その他の権利、又は利益を侵害するような行為
- 本事業所の許可なく建物周辺・外壁及び窓から垂れ幕・旗・館内ポスター・看板等の掲示をする行為、及び品位を損なう行為
- 本事業所内での職員又は他利用者に対する執拗な勧誘・宗教・政治活動をする行為
- 本事業所の事業の妨げとなり本契約及び利用規約に違背する一切の行為

1.5 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先

(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

16 ショートステイご利用者様、ご家族様へのお願い

○ サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の3ヶ月前から、利用する期間を明示して申し込むことができます。

ただし、利用者本人の体調不良や、施設内に他の感染者が発生した場合、感染拡大防止のため、短期入所療養介護の利用期間の調整をさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

○ 利用予定当日に利用者の都合でキャンセルされた場合、当日分の利用料キャンセル料金をご請求する場合がありますのでご承知ください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、短期入所療養介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。
以上